

令和 6 年度 水道事業会計  
定期監査報告書

大津菊陽水道企業団監査委員  
(令和 6 年 12 月)

大津菊陽水道企業団  
企 業 長 金 田 英 樹 様  
議 会 議 長 山 本 富 二 夫 様

大津菊陽水道企業団  
監 査 委 員 今 村 昭 彦  
監 査 委 員 吉 村 恭 輔

## 定期監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により報告します。

### 第 1 監査の概要

#### 1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

#### 2. 監査を執行した監査委員

今村 昭彦 監査委員          吉村 恭輔 監査委員

#### 3. 監査の期日、場所

- (1) 期 日      令和 6 年 1 1 月 1 9 日（火）～ 1 1 月 2 0 日（水）
- (2) 場 所      大津菊陽水道企業団会議室

#### 4. 監査の対象

- (1) 令和 6 年度上半期における事務の執行状況
- (2) 財務及び経営に係る執行状況
- (3) その他（前年度監査に対する措置状況）

#### 5. 提出書類

- (1) 業務概要（損益計算書、貸借対照表、収益費用明細書、資本的収支明細書、財産目録、固定資産台帳）

- (2) 委託及び工事請負関係契約書等関係資料
- (3) 令和 6 年度水道料金等上半期収支状況
- (4) 各課事務分掌表、勤務関係資料（時間外勤務、年次有給休暇等）
- (5) 令和 5 年度監査指摘等に対する措置状況

## 第 2 監査の基本方針及び着眼点

地方自治法及び地方公営企業法等関係法令等の規定に基づき財務、企業の経営及び事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、公営企業としての経済性が発揮されているか、加えて、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されているかを審査の主眼とした。

審査に当たっては、事前に提出された監査資料、関係諸帳簿類及び関係職員からの聴取により収益的収支及び資本的収支予算に対する令和 6 年度上半期の執行状況、事務事業の執行と管理運営、物品の出納保管状況等について確認する方法に例月出納検査及び決算審査の結果等も考慮に入れながら、令和 5 年 5 月 29 日に定めた『大津菊陽企業団監査等結果取扱基準』に準拠して監査を行った。

## 第 3 監査の結果及び意見

令和 6 年度の定期監査は、総務課、営業課、工務課の三課を対象とし、監査の結果、不適切な支出や法令等に反する事案はなく、監査の範囲内において財務及び事業の進捗等に関し概ね適切に執行され、また、公営企業としての経営状況は前年度と同程度となる 3 億円程度の利益を確保する見込みである。

なお、昨年度の定期監査における指摘事項等への措置状況についても確認を行ったが、有収率の向上、職員の業務手当の新たな措置、工事入札参加資格審査格付けの見直し等について、速やかに着手され改善が図られたことが認められた。引き続き、未着手の項目については、事務の簡素効率化等業務の見直しを図り業務の改善に努めていただきたい。

おって、定期監査結果を踏まえた課題や今後の主たる検討事項に関する意見は、下記のとおりである。

### 記

#### (1) 新設加入金（収益的収入に係る営業外収益）の収入科目の見直しについて

TSMC の進出に伴い大津・菊陽両町においては、集合住宅・個人住宅の給水工事が大幅に増加し、当面はこのような状況が続くものと思われる。

企業進出に伴う収支面への影響として、菊陽町への新工場建設発表後から給水工事申請が増加傾向となり、収益的収入の「新設加入金」が従前との比較で令和 4 年度は 4 千万円の増、令和 5 年度では 1 億円以上の増収となっている。

新設加入金の収入捕捉に関する取扱は、「収益的収入（3条予算）」とするか「資本的収入（4条予算）」とするかは、それぞれの事業体の判断に委ねられており、企業団では、水道法第14条を根拠に給水条例等で新設加入金の徴収が規定され、制度発足時から「収益的収入（営業外収益/雑収益）」として処理されている。

令和3年度の日本水道協会『水道事業の加入金調査表』では、全国の制度導入事業体975団体のうち、収益的収入の対応が653団体、資本的収入の対応が299団体、両方の対応が23団体となっている。また、企業団と同規模（類似団体）の全国26団体では、収益的収入の対応が10団体、資本的収入の対応が12団体、両方の対応が2団体、制度なし2団体で、熊本県内の18事業体については、収益的収入対応・資本的収入対応がそれぞれ9団体と類似団体及び県内事業体とも半々の状況である。

新設加入金の収入科目の捉え方を予算面から考察した場合、「収益的収入」は、水道普及率が向上するなど施設拡張期から維持管理の時代に移行しており、事業の運営経費（動力費、薬品費など）に充てるとする考え方で、一方の「資本的収入」は、新たな施設整備・拡張・老朽化による更新や耐震化などの財源（建設改良費の一部）に充てる考え方である。

収入区分による主な項目の比較は、次のとおりである。

区分 \ 項目	純利益	料金改定		企業債		長期前受金
		改定時期	改定率	借入額	償還額	
収益的収入	多くなる	遅くなる	下がる	多くなる	多くなる	増えない
資本的収入	少なくなる	早まる	上がる	少なくなる	少なくなる	増える

これまでの企業団の決算値から経営状況を考えたとき、収益的収支における新設加入金（営業外収益）が純利益に占める割合は、平成26年度から令和4年度までの平均値で21.62%であったが、TSMCの第1工場建設開始後の令和5年度においては給水工事申請の増加により加入金収入が増加し、純利益に対する割合が51.75%と約30%増加しており、このことが「収益的収支の黒字化」に繋がっている。

一方、資本的収支については、ほとんどの収入が企業債の借入に限られていることから、例年7~9億円程度の「赤字（資本的収支不足額）」が発生しているが、この資本的収支の赤字は地方公営企業会計制度の特徴でもあり、企業団のみならず全国の水道事業体は同様である。

なお、資本的収支の赤字は、内部留保資金である貯金（利益剰余金、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額等）で補填され、令和5年度末における補填財源の残高は13億5千5百万円となっている。

現状では、企業団の公営企業としての経営の健全性は確保されているが、近年の物価高騰の影響から費用が増加し、営業損益は均衡状態にある。

前述の収益的収入に係る営業外収益としての「新設加入金の増収」で外形上の黒字となっているものの、公営企業の経営は独立採算を原則としており、本来の事業収入であ

る「水道使用料（給水収益）」のあり方について検証する必要がある。

また、今後は施設や管路の更新等多くの財政出動が見込まれることから、「新設加入金の使途」は新たな管路の敷設や将来の老朽化の施設の更新費用として捉えるべきではなかろうか。

なお、新設加入金の収入科目の見直し（収益的収入から資本的収入へ変更）については、制度上可能ではあるが事業の継続性や見直しの必要性等を事務局において整理し、検討委員会あるいは事業運営審議会の設置、また、議会の意見等も十分踏まえるなど慎重に検討していただきたい。

## **(2) 経営の健全性の確保について**

上記(1)の意見と関連するが、地方公営企業法第3条では、運営の基本原則は「公共性の確保」を第一とし、併せて「経済性の発揮」に努めなければならないとしている。

即ち経営に当たっては、公共性と経済性の融和を図ることが要請されているものであり、このためには公営企業の予算編成に当たり企業団としての経営方針を確立することが求められ、その中で進むべき方向性や具体的な目標及び将来の姿と経営上の問題の所在や重点とすべき事項等について示す必要がある。

具体的には、長期の投資試算や財源試算を設定した上で、経営方針として今後10年間程度の事業量や損益・資金収支等を内容とした「投資・財政計画（経営戦略）」を策定していただきたい。

## **(3) 半導体生産等に伴う地下水の確保について**

新聞報道によれば、TSMCの菊陽町への進出に伴い2028年度（令和10年度）第1及び第2工場がフル稼働した場合、年間の地下水取水量は803万 $m^3$ とされ、この取水量は大津・菊陽町民の年間給水量792万 $m^3$ にほぼ匹敵し、1企業の地下水取水量が両町民の水を飲み込む量である。

地方公営企業の役割として、住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続する責務と、一方では、社会的インフラとして企業の経済活動を担う重要な責務も合わせ持つことから、安定供給と共に水質の維持及び新たな水源の確保に努めていただきたい。

熊本県と大津町・菊陽町と情報を共有するとともに、企業団として住民に対する地下水位の状況や毎月行っている水質検査等の結果をタイムリーにホームページや広報誌等を通じて積極的に情報の提供をお願いしたい。

## **(4) 業務の簡素効率化の取り組みについて**

令和6年10月1日から金融機関等の手数料（振込手数料、コンビニ収納手数料、送金手数料、窓口収納手数料等）や通信運搬費としての後納郵便料金、督促状等発送に伴う郵便切手の値上げで、事務的手数料として従前に比べ、今後、年間900万円を超える負担増が見込まれる。

業務の簡素効率化や料金システムの改修、事務及び経理処理上のペーパーレス化、DXの推進等を積極的に進め経費の節減に努めていただきたい。

参考 水道事業体における加入金の状況

① 全国事業体の状況（日水協：R3 水道事業の加入金調査表）

科目	事業体		九州管内事業体		熊本県内事業体	
	加入金制度導入事業体		事業体数	割合	事業体数	割合
収益的収入	653	66.97%	120	80.00%	9	52.94%
資本的収入	299	30.67%	27	18.00%	8	47.06%
両方（その他）	23	2.36%	3	2.00%	0	—
合計	975	100%	150	100%	17	100%

※ 令和3年度の調査では、「熊本市」は含まれていない。

② 類似事業体の状況（総務省：R4 水道事業経営指標の区分による）

No.	事業体名	加入金の収入科目		
		収益的収入	資本的収入	両方
1	本庄市（埼玉県）	○		
2	松戸市（千葉県）	○		
3	成田市（千葉県）	○		
4	四街道市（千葉県）	○		
5	羽村市（東京都）	制度なし		
6	白山市（石川県）	○		
7	野々市市（石川県）		○	
8	敦賀市（福井県）	制度なし		
9	甲斐市（山梨県）		○	
10	羽島市（岐阜県）		○	
11	伊東市（静岡県）	○		
12	島田市（静岡県）		○	
13	御殿場市（静岡県）	○		
14	栗東市（滋賀県）		○	
15	野洲市 A（滋賀県）		○	
16	野洲市 B（滋賀県）		○	
17	城陽市（京都府）	○		
18	向日市（京都府）		○	
19	京田辺市（京都府）			○
20	木津川市（京都府）		○	
21	交野市（大阪府）			○
22	高砂市（兵庫県）	○		
23	岩出市（和歌山県）		○	
24	大村市（長崎県）		○	
25	合志市（熊本県）		○	
26	大津菊陽水道企業団	○		
合計		10	12	2

③ 主な県内事業体の状況

No.	事業体名	加入金の収入科目		
		収益的収入	資本的収入	両方
1	熊本市		○	
2	人吉市	○		
3	玉名市	○		
4	山鹿市		○	
5	菊池市		○	
6	宇土市	○		
7	上天草市	○		
8	宇城市	○		
9	阿蘇市		○	
10	合志市		○	
11	小国町	○		
12	南阿蘇村		○	
13	御船町		○	
14	益城町		○	
15	山都町		○	
16	芦北町	○		
17	錦町	○		
18	大津菊陽水道企業団	○		
合計		9	9	0